Chinese Business

Q&A 中国ビジネスQ&A

法律の観点から見た「2025年外資安定化

2025年2月10日、中国国務院常務委員会は「2025年外資安定化行動計画」（以下『行動計画』）を承認した。当該『行動計画』は、中国政府の2025年度の外資政策の方向性や今後の取組みに向けたポイントを垣間見ることができるため、外国投資家から特に重要視されている。

本稿では、外資系企業からの関心が高い問題を整理し、簡潔に説明する。

Q 今回の『行動計画』の策定背景と目的は？

A 『行動計画』の鍵となるのは「安定」であり、すなわち既存外資（外資系企業の数や投資額など）を安定させることである。

この数年間、世界的に海外投資が減少している。中国に新たに設立された外資系企業数は増加傾向にあるものの、実際利用外資金額は減少しつつあり、その減少幅は拡大傾向にあった（図参照）。そのような背景の下で外資投資環境を改善するため、商務部と国家発展・改革委員会は関連部門と協力し、様々な媒体を通して外資系企業から寄せられた共通の問題や訴求を広く収集し、当該『行動計画』を策定した。

Q 中国政府は毎年このような外資行動計画を発表するのか？

A 毎年発表するとは限らない。

中国政府は国内外の経済情勢や外資に関する重要業務の変化に基づき、不定期で外資の誘致や安定化に関連する政策文書を発表している。これらの文書は、年度ごとの行動計画や中長期的な計画など様々であり、形式や内容は実際のニーズに応じて調整されている。

図　中国の外国投資状況（2019～24年）

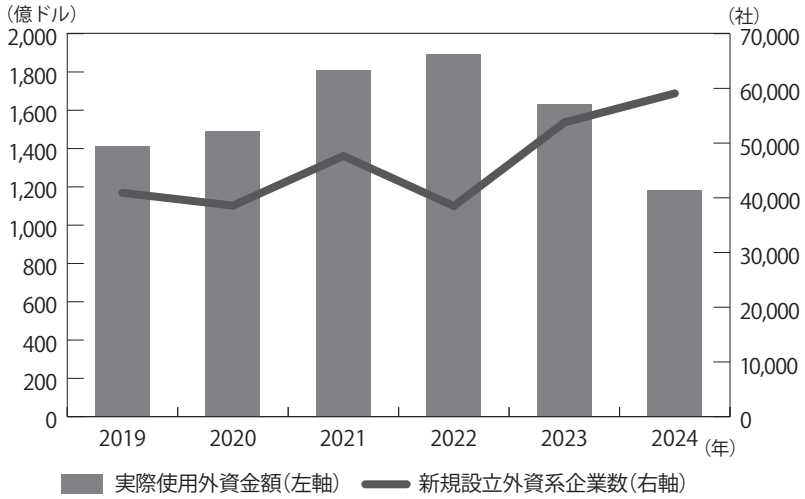

（出所）筆者作成

Q 当該『行動計画』の注目点と外資系企業への影響は？

A 当該『行動計画』は、全20項目の政策措置を示している。ここでは、特に重要な3つの措置について、法律の観点から簡潔に説明する。

1. 外資参入制限のさらなる緩和

『行動計画』では、製造業分野における外資参入制限の全面的な撤廃の実現のほかに、市場参入ネガティブリストの改訂にともなうリスト項目のさらなる削減も強調された。

20年1月1日に施行された『外商投資法』では、外国投資に対して「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」の管理制度を採用することが法的に確立された。「ネガティブリスト」は、主に『市場参入ネガティブリスト』と『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下『外資参入ネガティブリスト』）の2つに分類される。前者は国内外の全ての投資者を対象とする一方で、後者は外国投資者と外資系企業のみを対象とする。

製造業における外資参入制限は、『外資参入ネガティブリスト（2024年版）』（24年11月1日施行）で既に撤廃されていたが、今回の『行動計画』により、各地域でどのように当該政策が実行されていくかは注目に値する。また、現行の『市場参入ネガティブリスト2022年版』には、いまだに6つの参入禁止項目と111の参入許可項目が含まれているが、当該『行動計画』によれば、これらの項目はさらに削減される予定である。これらの市場参入緩和措置は、外国投資家に新たなビジネスチャンスをもたらす可能性があるため、今後の政策動向に注目する必要がある。

行動計画」の注目点と外資系企業への影響

大地律師事務所
パートナー弁護士　熊 琳

【参考】『外資参入ネガティブリスト』2021 年版・24 年版との比較

	項目数	製造業の参入制限
2024 年版（最新）	29 項目	なし
2021 年版	31 項目	1. 出版物の印刷は、必ず中国側の持分支配でなければならない。 2. 漢方薬の蒸・炒・炙・煅などの加工技術の応用、および秘伝処方による中成薬の製造への投資を禁止する。

2. 外資系投資会社の設立奨励

(1) 外資系投資会社の国内融資利用制限の撤廃

現行の『商務部、外為局による外資系投資会社に係る管理措置のさらなる改善に関する通知』（11 年 12 月 8 日施行）によると、これまで外資系投資会社の国内融資は、株式投資を含む中国国内への再投資には使用できないとされていた。しかし、『行動計画』では「国内融資を株式投資に使用できない」という制限が撤廃された。これは、自己資金が限られている、または融資を効率的に活用したい外資系投資会社にとって朗報である。ただし、どのように実施されるのかについては銀行をはじめとする各金融機関と具体的に確認する必要がある。

一方で、『商業銀行委託貸付管理弁法』（18 年 1 月 5 日施行）には、委託貸付形式の融資は原則として株式投資には使用できない（監督機関が別途規定する場合や、現金管理項目の下での委託貸付などの例外を除く）と規定されており、この制限は外資系投資会社を含むすべての企業に適用される。

『行動計画』では外資系投資会社が国内融資を利用して株式投資を行うことが許可されているものの、実際に実現できるかどうかは、融資の種類などに応じた判断が必要となる。

(2) 外資系投資会社設立に関する規定の最適化

『外資系投資公司の設立に関する規定（2015 年改訂）』などに基づき、中国は外資系投資会社の設立や運営に対して様々な厳しい制限を課している。

今回の『行動計画』では、特に外貨管理、人員往来、データの越境移転などの分野で、多国籍企業による投資会社の設立に便宜を図ることが記載された。しかし、『行動計画』には詳細が示されておらず、今後の各地域での具体的な政策の発表に注目する必要がある。

3. 外国投資家による中国での M&A 投資の利便性向上

『外国投資家の国内企業買収に関する規定』（09 年 6 月 22 日施行）（以下『規定』）には、外国投資家による中国での M&A 投資について詳細な規定が設けられている。

しかし、20 年の『外商投資法』の施行により、『規定』に記載された外資による M&A の承認や登記手続き、買収契約などの内容は、もはや新しい法律に適応していなかった。また、この『規定』は現在も有効であるため、実務の中で誤解や混乱を招くこともあった。そのため、今回の『行動計画』では、外商投資法の枠組みの下でこの『規定』を改訂し、外資による M&A のルールや取引手続きなどを最適化することが強調された。

また、『行動計画』では「越境株式交換のハードル」を下げることにも言及した。「越境株式交換」（外国投資家が株式を支払い手段として国内企業を買収すること）については『規定』により多くの制限がある。例えば、外国企業およびその経営陣が直近 3 年間で規制機関から処罰を受けていない、原則として外国企業は上場企業でなければならない、商務部への承認申請、などが求められている。一方、『行動計画』によると、これらのハードルは 25 年内に引き下げられる可能性がある。

これら 3 つの有利な措置に加え、当該『行動計画』では電気通信、医療、教育などの分野における試験的な開放措置の拡大や、バイオ医薬分野の開放推進、重点分野への投資誘致の強化（養殖、飼養施設、飼料・動物用医薬品の製造などの畜産業、介護サービス、文化・観光、金融などのサービス業を含む）、優良な外国資本による中国上場企業への長期投資の促進などの施策も打ち出されている。これらはすべて、外国投資家にとって中国での新たな投資機会となる可能性がある。

しかし、どんなに優れた政策でも、実行されなければ結局は机上の空論に過ぎず、外国投資家に実際の利益をもたらすことはできない。当該『行動計画』では「2025 年内に各項目を着実に実施し、確実に成果を上げる」と強調されており、中国政府による外資活性化の決意が明示されている。25 年内に法令や政策にどのような変化があるのか、注目に値する。